

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第35号

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年四日市市条例第9号)の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(任期付短時間勤務職員の給与の取扱い)</p> <p>第10条 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第41条第2項第2号、第45条第3項及び第63条の3の規定の適用については、給与条例第41条第2項第2号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>定年前再任用短時間勤務職員及び四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年四日市市条例第9号。以下「任期付条例」という。)</u>第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)」と、給与条例第45条第3項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>」と、給与条例第63条の3第2項中「<u>第6条、第31条、第33条、第34条、</u></p> | <p>(任期付短時間勤務職員の給与の取扱い)</p> <p>第10条 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第41条第2項第2号、第45条第3項及び第63条の3の規定の適用については、給与条例第41条第2項第2号中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>再任用短時間勤務職員及び四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年四日市市条例第9号。以下「任期付条例」という。)</u>第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)」と、給与条例第45条第3項中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>」と、給与条例第63条の3第2項中「<u>再任用職員</u>」とあるのは「<u>再任用職員及び任期付短時間勤務職員</u>」とす</p> |

第36条及び第40条の2とあるのは「第31条、第33条、第34条、第36条及び第40条の2」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 給与条例附則第79条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(四日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 四日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告する事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p> | <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告する事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p> |

(四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年四日市市条例第6号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他法律により任期を定めて任用される職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>四日市市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員その他規則で定める職員を除く。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> |

(四日市市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 四日市市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の<u>期間、その発令の日に受ける給料の額</u></p> <p>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年四日市市条例第28号)第22条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p><u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> | <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年四日市市条例第28号)第22条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p> |

(四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和28年四日市市条例第5号)の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間</p> | <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第28条の5第1項又は法第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31</p> |

までの範囲内で、任命権者が定める。

#### 4 及び 5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第 3 条の 2 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

時間までの範囲内で、任命権者が定める。

#### 4 及び 5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第 3 条の 2 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3条の3 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日

(育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)により、これを設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第9条 年次休暇は、1の年度(4月1日から3月31日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外

第3条の3 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日

(育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)により、これを設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第9条 年次休暇は、1の年度(4月1日から3月31日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外

|  |   |
|--|---|
| <p>の職員 20日（育児短時間勤務職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> | <p>の職員 20日（育児短時間勤務職員、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> |
|--|---|

（四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 四日市市職員の育児休業等に関する条例（平成4年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 四日市市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員</p> | <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員</p> |

とする。

- (1) (略)
- (2) 四日市市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 四日市市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(部分休業を請求することができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員(パートタイム会計年度任用職員及び市長が別に定める職員を除く。)以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第21条 (略)

2 (略)

3 非常勤職員(定年前再任用短時間勤

とする。

- (1) (略)
- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(部分休業を請求することができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員(パートタイム会計年度任用職員及び市長が別に定める職員を除く。)以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第21条 (略)

2 (略)

3 非常勤職員(再任用短時間勤務職員

務職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(四日市市職員給与条例の一部改正)

第7条 四日市市職員給与条例(昭和24年四日市市条例第15号)の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 <u>4月1日</u>に55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項</p> | <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給</p> |

中「4号給（規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

6及び7（略）

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第6条の5 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第5条の2第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務条件に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

6及び7（略）

（再任用職員の給料月額）

第6条の5 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、勤務条件に関する条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(支給基準)

第41条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を直接負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(支給基準)

第41条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を直接負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、規則で定める額)

アからエまで (略)

(3) (略)

3から6まで (略)

(時間外勤務手当)

第45条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、規則で定める額)

アからエまで (略)

(3) (略)

3から6まで (略)

(時間外勤務手当)

第45条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) (略)

2 (略)

3 育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」と読み替えるものとする。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（第2項に規定する規則で定める時間における勤務を除く。以下この条において「第2項勤務」という。）の時間の合計時間が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第

(1)及び(2) (略)

2 (略)

3 育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」と読み替えるものとする。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（第2項に規定する規則で定める時間における勤務を除く。以下この条において「第2項勤務」という。）の時間の合計時間が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第2項の規定にかかわら

1項勤務にあつては、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）、第2項勤務にあつては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務条件に関する条例第4条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を与えられた場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間を与えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第2項勤務にあつては、100分の50から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 （略）

ず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2項勤務にあつては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務条件に関する条例第4条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を与えられた場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間を与えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第2項勤務にあつては、100分の50から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 （略）

(期末手当)

第60条の2 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(第60条の5及び附則第74条第4項において「特定幹部職員」という。))にあつては100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と読み替えるものとする。

4から6まで (略)

(勤勉手当)

第60条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項まで及び附則第74条第1項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日の前年の4月1日以後で規則で定める期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属

(期末手当)

第60条の2 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(第60条の5及び附則第74条第4項において「特定幹部職員」という。))にあつては100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と読み替えるものとする。

4から6まで (略)

(勤勉手当)

第60条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第74条第1項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日の前年の4月1日以後で規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める

する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第74条第1項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当及びこれに対する地域手当の月額を合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては100分の55）を乗じて得た額の総額

3 から 5 まで （略）

（勤務1時間当たりの給与額）

日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第74条第1項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当及びこれに対する地域手当の月額を合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては100分の55）を乗じて得た額の総額

3 から 5 まで （略）

（勤務1時間当たりの給与額）

第62条 第45条から第47条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料（育児短時間勤務職員等にあつては、第6条の4の規定の適用を受けないものとした場合の給料、定年前再任用短時間勤務職員にあつては、第6条の5の規定の適用を受けないものとした場合の給料。次項において同じ。）及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額をその年度の所定労働時間で除して得た額とする。

2 (略)

(育児任期付短時間職員及び定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第63条の3 (略)

2 第6条、第31条、第33条、第34条、第36条及び第40条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

第74条 当分の間、職員（行政職給料表の適用を受ける職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給

第62条 第45条から第47条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料（育児短時間勤務職員等にあつては、第6条の4の規定の適用を受けないものとした場合の給料、再任用短時間勤務職員にあつては、第6条の5第2項の規定の適用を受けないものとした場合の給料。次項において同じ。）及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額をその年度の所定労働時間で除して得た額とする。

2 (略)

(育児任期付短時間職員及び再任用職員についての適用除外)

第63条の3 (略)

2 第31条、第33条、第34条、第36条及び第40条の2の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

第74条 当分の間、職員（行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当

に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）から60歳に達した日以後における最初の3月31日（第80条第3号に規定する職員にあつては延長された期間の末日）までの間、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)から(5)まで（略）

2から6まで（略）

#### 第79条 当分の間、職員の給料月額

は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第81条において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

第80条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)から(5)まで（略）

2から6まで（略）

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年四日市市条例第35号）第10条の規定による改正前の四日市市職員の定年等に関する条例（昭和59年四日市市条例第12号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(3) 四日市市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 四日市市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を除く。）

第81条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この条及び附則第83条において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第79条の規定により当該職員の受ける給料月

額（以下この条において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第79条の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第82条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第83条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第79条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第81条に規定する職員を除

く。)であって、同条の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第84条 附則第81条又は前条の規定による給料を支給される職員以外の附則第79条の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第85条 附則第79条から前条までに定めるもののほか、附則第79条の規定による給料月額、附則第81条の規定による給料その他附則第79条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第86条 育児短時間勤務職員等に対する附則第79条の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

改正後

別表第1 (第5条の2関係)



|          |       |     |   |   |   |   |   |   |   |
|----------|-------|-----|---|---|---|---|---|---|---|
|          | )     | )   | ) | ) | ) | ) | ) | ) | ) |
| 再任用以外の職員 | (略)   |     |   |   |   |   |   |   |   |
|          | 1 2 5 | (略) |   |   |   |   |   |   |   |
| 再任用職員    | (略)   |     |   |   |   |   |   |   |   |
| 備考       | (略)   |     |   |   |   |   |   |   |   |

| 改正後               |     |             |             |             |             |             |
|-------------------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 別表第2 (第5条の2関係)    |     |             |             |             |             |             |
| 医療職給料表            |     |             |             |             |             |             |
| 職員の区分             | 級号給 | 5           | 6           | 7           | 8           | 9           |
|                   |     | 給料月額<br>(円) | 給料月額<br>(円) | 給料月額<br>(円) | 給料月額<br>(円) | 給料月額<br>(円) |
| 定年前任用短時間勤務職員以外の職員 | (略) |             |             |             |             |             |
|                   | 9 9 | (略)         |             |             |             |             |
| 定年前任用短時間勤務職員      |     | 基準給料月額 (円)  |
|                   |     | (略)         |             |             |             |             |

|        |  |  |
|--------|--|--|
| 員      |  |  |
| 備考 (略) |  |  |

| 改正前            |     |             |             |             |             |             |
|----------------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 別表第2 (第5条の2関係) |     |             |             |             |             |             |
| 医療職給料表         |     |             |             |             |             |             |
| 職員の区分          | 級号給 | 5           | 6           | 7           | 8           | 9           |
|                |     | 給料月額<br>(円) | 給料月額<br>(円) | 給料月額<br>(円) | 給料月額<br>(円) | 給料月額<br>(円) |
| 再任用以外の職員       | (略) |             |             |             |             |             |
| 再任用職員          | 99  | (略)         |             |             |             |             |
| 再任用職員          |     | (略)         |             |             |             |             |
| 備考 (略)         |     |             |             |             |             |             |

(四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年四日市市条例第28号)の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第16条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、常勤職員の例により支給する。ただし、別に定めるフルタイム会計年度任用職員については、給与条例第60条の2第3項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の例による。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第16条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、常勤職員の例により支給する。ただし、別に定めるフルタイム会計年度任用職員については、給与条例第60条の2第3項に規定する<u>再任用職員</u>の例による。</p> |

(勤勉手当)

第17条 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、常勤職員の例により支給する。ただし、別に定めるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員については給与条例第60条の5第2項第1号に掲げる定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の、別に定めるフルタイム会計年度任用職員については同項第2号に掲げる定年前再任用短時間勤務職員の例による。

(勤勉手当)

第17条 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、常勤職員の例により支給する。ただし、別に定めるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員については給与条例第60条の5第2項第1号に掲げる再任用職員以外の職員の、別に定めるフルタイム会計年度任用職員については同項第2号に掲げる再任用職員の例による。

(四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第9条 四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和33年四日市市条例第15号)の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する者及び<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第2条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「職員」という。)の給与は、給料及び加給並びに退職手当とする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する者及び<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める者を含む。)及び<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「職員」という。)の給与は、給料及び加給並びに退職手当とする。</p> <p>2 (略)</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第16条の2 第4条、第4条の3及び第12条の規定は、職員のうち<u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定に基づき採用された者には適用しない。</p> | <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第16条の2 第4条、第4条の3及び第12条の規定は、職員のうち<u>法第28条の4第1項及び第28条の5第1項</u>の規定に基づき採用された者には適用しない。</p> |
|---|---|

(四日市市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第10条 四日市市職員の定年等に関する条例（昭和59年四日市市条例第12号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 定年制度

(定年による退職)

第2条 (略)

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65歳とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、市長の承認を得て、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して、1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占め

(定年による退職)

第2条 (略)

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60歳とする。ただし、医療業務等に従事する医師及び歯科医師については、年齢65歳とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市長の承認を得て、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して、1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。

ている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めたときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員

(1) 当該職員が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めたときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めたときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職  
(病院、保健所等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めたときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

(1) 四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号）第53条に規定する職

(2) 四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和33年四日市市条例第15号）第8条の2に規定する職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60歳とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂

行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認める

ときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により

延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年

齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60歳に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60歳以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の

勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60歳以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60歳以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

## 第5章 雑則

### （委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 から 3 まで (略)

(定年に関する経過措置)

4 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間における第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「6 5 歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|   |              |
|---|--------------|
| <u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで</u>     | <u>6 1 歳</u> |
| <u>令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで</u>     | <u>6 2 歳</u> |
| <u>令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで</u>   | <u>6 3 歳</u> |
| <u>令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで</u> | <u>6 4 歳</u> |

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(令和 4 年四日市市条例第 3 5 号) 第 1 0 条の規定による改正前の四日市市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年四日市市条例第 1 2 号）第 3 条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 6 0 歳に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意

附 則

1 から 3 まで (略)

思の確認を行うべき年度」という。)

(情報の提供及び勤務の意思の確認を  
行うべき年度に職員でなかった者で、  
当該情報の提供及び勤務の意思の確認  
を行うべき年度の末日後に採用された  
職員(異動等により情報の提供及び勤  
務の意思の確認を行うべき年度の末日  
を経過することとなった職員(以下こ  
の項において「末日経過職員」とい  
う。)を除く。))にあつては、当該職員  
が採用された日から同日の属する年度  
の末日までの期間、末日経過職員にあ  
つては、当該職員の異動等の日が属す  
る年度(当該日が年度の初日である場  
合は、当該年度の前年度))において、  
当該職員に対し、当該職員が年齢60  
歳に達する日以後に適用される任用及  
び給与に関する措置の内容その他の必  
要な情報を提供するものとする。ととも  
に、同日の翌日以後における勤務の意  
思を確認するよう努めるものとする。

(四日市市職員退職手当支給条例の一部改正)

第11条 四日市市職員退職手当支給条例(昭和31年四日市市条例第7号)の一部  
を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (趣旨)<br>第1条 この条例は、四日市市職員給与<br>条例(昭和24年四日市市条例第15<br>号)第2条に定める職員(地方公務員 | (趣旨)<br>第1条 この条例は、四日市市職員給与<br>条例(昭和24年四日市市条例第15<br>号)第2条に定める職員(地方公務員 |

法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に掲げる職員又は同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項若しくは四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年四日市市条例第9号）第4条の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（法第28条の6第1項の規定により退職した者（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得た者に限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の移転により退職し

法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の3第4項に定める職員及び第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員又は四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年四日市市条例第9号）第4条の規定により採用された職員並びに法第22条の2第1項に規定する職員を除く。以下同じ。）の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（法第28条の2第1項の規定により退職した者（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得た者に限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の移転により退職し

た者であって、任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た合計額とする。

(1)から(3)まで（略）

2（略）

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は、25年以上勤続して退職した者（法第28条の6第1項の規定により退職した者（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合

た者であって、任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た合計額とする。

(1)から(3)まで（略）

2（略）

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は、25年以上勤続して退職した者（法第28条の2第1項の規定により退職した者（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合

を乗じて得た額の合計額とする。

(1)から(4)まで (略)

- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者

(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達した日以後における最初の3月31日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(退職手当の調整額)

を乗じて得た額の合計額とする。

(1)から(4)まで (略)

- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者

(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達した日以後における最初の3月31日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手

当の調整額は、その者の基礎在職期間

(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(法第28条第2項の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月

(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)から(8)まで (略)

2から5まで (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

第6条の4 退職した者に対する退職手

当の調整額は、その者の基礎在職期間

(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(法第28条第2項の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月

(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)から(8)まで (略)

2から5まで (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数（四日市市の休日定める条例（平成元年四日市市条例第7号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。））が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)及び(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)及び(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手

当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が別に定める理由によるものであるときは、当該職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間

(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のもの  
その他市長が別に定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が別に定める職員が市長が別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を  
超える場合における当該超える日数を

当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長が別に定める理由によるものであるときは、当該職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間

(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

除く。)は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。

5から10まで (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)から(4)まで (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が、雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12から17まで (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各

5から10まで (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)から(4)まで (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が、雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12から17まで (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各

号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2から6まで (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2から6まで (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎と

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての

なる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 から 6 まで (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 17 条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から 6 月以内に第 15 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第 5 項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第 6 項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から 6 月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から 6 月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算

引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 から 6 まで (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 17 条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から 6 月以内に第 15 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第 5 項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から 6 月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から 6 月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる

定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受け  
るべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の  
額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職  
手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこ  
とができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日  
から6月以内に第15条第5項又は前  
条第3項において準用する四日市市行  
政手続条例第15条第1項の規定によ  
る通知を受けた場合において、第15  
条第1項又は前条第1項の規定による  
処分を受けることなく死亡したとき  
（次項から第5項までに規定する場合  
を除く。）は、当該退職に係る退職手  
当管理機関は、当該退職手当の受給者  
の死亡の日から6月以内に限り、当該  
退職手当の受給者の相続人に対し、当  
該退職をした者が当該退職に係る一般  
の退職手当等の額の算定の基礎となる  
職員としての引き続いた在職期間中に  
懲戒免職等処分を受けべき行為をし  
たと認められることを理由として、当  
該一般の退職手当等の額（当該退職を  
した者が失業手当受給可能者であった  
場合には、失業者退職手当額を除  
く。）の全部又は一部に相当する額の  
納付を命ずる処分を行うことができ  
る。

職員としての引き続いた在職期間中に  
懲戒免職等処分を受けべき行為をし  
たと認められることを理由として、当  
該一般の退職手当等の額（当該退職を  
した者が失業手当受給可能者であった  
場合にあつては、失業者退職手当額を  
除く。）の全部又は一部に相当する額  
の納付を命ずる処分を行うことができ  
る。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日  
から6月以内に第15条第5項又は前  
条第3項において準用する四日市市行  
政手続条例第15条第1項の規定によ  
る通知を受けた場合において、第15  
条第1項又は前条第1項の規定による  
処分を受けることなく死亡したとき  
（次項から第5項までに規定する場合  
を除く。）は、当該退職に係る退職手  
当管理機関は、当該退職手当の受給者  
の死亡の日から6月以内に限り、当該  
退職手当の受給者の相続人に対し、当  
該退職をした者が当該退職に係る一般  
の退職手当等の額の算定の基礎となる  
職員としての引き続いた在職期間中に  
懲戒免職等処分を受けべき行為をし  
たと認められることを理由として、当  
該一般の退職手当等の額（当該退職を  
した者が失業手当受給可能者であった  
場合にあつては、失業者退職手当額を  
除く。）の全部又は一部に相当する額  
の納付を命ずる処分を行うことができ  
る。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手

当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 から 8 まで （略）

当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 から 8 まで （略）

## 附 則

1 から 7 まで (略)

8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年四日市市条例第39号。以下「条例第39号」という。）附則第4項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第14項から第21項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。

9 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第39号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第17項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

10 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第39号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第15項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例によ

## 附 則

1 から 7 まで (略)

8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年四日市市条例第39号。以下「条例第39号」という。）附則第4項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。

9 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第39号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

10 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第39号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られ

り計算して得られる額とする。

1 1 及び 1 2 (略)

1 3 令和 7 年 3 月 3 1 日以前に退職した職員に対する第 1 0 条第 1 0 項の規定の適用については、同項中「第 2 8 条まで」とあるのは「第 2 8 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「ロ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの ハ 特定退職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する

る額とする。

1 1 及び 1 2 (略)

1 3 平成 3 4 年 3 月 3 1 日以前に退職した職員に対する第 1 0 条第 1 0 項の規定の適用については、同項中「第 2 8 条まで」とあるのは「第 2 8 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「ロ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの ハ 特定退職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に

職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）」とする。

1 4 当分の間、第 4 条第 1 項の規定

は、1 1 年以上 2 5 年未満の期間勤続した者であって、6 0 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 5 条」とあるのは、「、第 5 条又は附則第 1 4 項」とする。

1 5 当分の間、第 5 条第 1 項の規定

は、2 5 年以上の期間勤続した者であって、6 0 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 5 条」とあるのは、「、第 5 条又は附則第 1 5 項」とする。

1 6 前 2 項の規定は、地方公務員法等

の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年四日市市条例第 3 5 号）第 1 0 条の規定による改正前の四日市市職員の定年等に関する条例

規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）」とする。

(昭和59年四日市市条例第12号)  
第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

17 四日市市職員給与条例附則第79条の規定による職員の給料月額  
の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

18 当分の間、第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達した日」とあるのは「定年(附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。)に達した日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1

号及び第2号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

19 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものを除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年」とあるのは「60歳（附則第16項に規定する職員にあつては65歳とする。）から10年」とする。

20 当分の間、地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者又は公務上の傷病又は死亡により退職した者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳（附則第16項に規定する職員にあつては65歳とする。）と

退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

21 当分の間、前項に規定する者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(四日市市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 四日市市職員の再任用に関する条例（平成12年四日市市条例第67号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条中第10条第2項、第4項、第11項及び附則第13項の改正規定並びに附則第12条及び附則第19条の規定は、公布の日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定

めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。  
(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の四日市市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の四日市市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職

員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）

（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要

する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 4項暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、4項暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる

者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を

超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60歳以上

退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60歳とする。

（四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第3条の規定による改正後の四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の規定を適用する。

（四日市市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される四日市市職員給与条例第5条の2第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される四日市市職員給与条例第5条の2第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の四日市市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）第41条第2項、第45条第3項及び第62条第1項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第60条の2第3項及び附則第74条の規定を適用する。
- 6 新給与条例第60条の5第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 四日市市職員給与条例第6条、第31条、第33条、第34条、第36条及び第40条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第79条から第86条までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。  
（四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経

過措置)

第16条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する。

(四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の3及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(四日市市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 暫定再任用職員に対する改正後の四日市市職員退職手当支給条例(以下「新退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」とあるのは、「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第5条第1項若しくは第3項若しくは第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項若しくは第3項」とする。

第19条 新退職手当条例第10条第4項の規定は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が別に定める職員に該当するに至った者について適用する。

(四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第20条 四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年四日市市条例第39号)の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 附 則<br>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)<br>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に <u>四日市市職員退職手当支給条例第3条から第5条まで又は附則第14項若しくは第15項</u> の規定に該当す | 附 則<br>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)<br>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に <u>新条例第3条から第5条まで</u> の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対 |

る退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第5条の3まで及び附則第14項から第21項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に四日市市職員退職手当支給条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第5条の2及び附則第17項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に四日市市職員退職手当支給条例第5条又は附則第15項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。

する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。

(総務部人事課)